

# 和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園に係る指定管理者の指定に係る 指定管理者候補者の選定について

平成26年10月31日  
青少年・男女共同参画課

和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園の平成27年4月1日からの指定管理者について、募集を行った結果は、下記のとおりです。

なお、指定管理者の指定は、本年12月議会における議決を経た後に行う予定です。

## 1 申請者

平成26年9月8日から同月22日まで募集を行ったところ、次の1者から申請がありました。

名 称 和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム  
(構成員)

紀北青少年の家運営協議会

住 所 和歌山県伊都郡かつらぎ町西飯降62番地の3

代表者 松岡 脩平

大揚興業株式会社

住 所 和歌山県和歌山市新通二丁目10番1

代表者 村田 弘至

## 2 和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者 選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）の意見

平成26年10月7日、14日に選定委員会が開催され、和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアムが指定管理者として適当との意見が提出されました。

## 3 審査の概要

### (1) 審査の方法

選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を、審査基準ごとに集計する方法により採点を行い、応募者が1者のため合計点数が合格基準(60点)に達していれば指定管理者の候補者とする方法で行いました。

### (2) 選定委員会の構成

委員(長)	氏名	役職
委員長	藪添 泰弘	和歌山県社会教育委員 和歌山外国語専門学校学園長
委員	鶴島 幸夫	税理士、社会保険労務士 鶴島会計事務所副所長
委員	中島 正博	和歌山大学経済学部准教授
委員	山上 範子	りら創造芸術高等専修学校校長
専門委員	平野 真理	一般社団法人ガールスカウト和歌山県連盟連盟長

## (3) 採点結果

審査基準	配点	審査の観点	個別点	和歌山県立 紀北青少年 センター ソシアム
1 県民の平等利用の確保 (確保されない場合は失格)	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか。	10	10
		計	10	10
2 施設効用の最大限発揮	50	①施設運営の提案内容が、利用者の増加に資する内容となっているか。	10	9
		②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容となっているか。	10	8.5
		③指導業務の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか。	10	8
		④自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか。	10	9
		⑤食事の提供について、利用者の要求に応えるメニューや提供方法になっているか。	5	4
		⑥食中毒等の未然防止策が取られているか。	5	4
		計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	50	42.5
3 効率的な管理運営	15	①業務要求水準を超える効率的・効果的な内容となっているか。(業務改善)	5	3.75
		②経費の節減(取り組み内容・実現性)	5	3.75
		③提案額の評価	5	5
		計 (①+②+③)	15	12.5
4 管理を安定して行う能力	15	①施設の適正な維持管理を行う内容となっているか。(募集要項に記載した業務要求水準、別紙チェック表により確認し、確保されていない場合は失格)	10	10
		②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか。	5	4.5
		計 (①+②)	15	14.5
5 地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか。	6	6
		②法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用	3	0
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか。	1	0
		計 (①+②+③)	10	6
合計			100	85.5

\* 点数は各委員の平均値

## (4) 総評

- ・リピーターを増やすための立地の特徴を活かしたプログラム、地域を巻き込むプログラムや、利用者のニーズに柔軟に対応しようとする姿勢を評価した。
- ・「口コミでのPRが一番効果がある」として、専門知識や指導経験を有する職員が自ら、県内市町村教育委員会、奈良県や大阪府内の関係先へ広報活動を行っており、利用者の増に努めている点を評価した。
- ・過去の事故を教訓に病気や事故(怪我)、災害等が発生した場合における危機管理体制を充実させている点を評価した。

# 和歌山県立白崎青少年の家に係る指定管理者の指定に係る指定管理者候補者の選定について

平成26年10月31日  
青少年・男女共同参画課

和歌山県立白崎青少年の家の平成27年4月1日からの指定管理者について、募集を行った結果は、下記のとおりです。

なお、指定管理者の指定は、本年12月議会における議決を経た後に行う予定です。

## 1 申請者

平成26年9月8日から同月22日まで募集を行ったところ、次の1者から申請がありました。

名 称 クリーン興商・南海ビルサービス企業体  
(構成員)

クリーン興商株式会社

住 所 和歌山県有田郡有田川町大字小島433番地の5

代表者 北畑 忍

南海ビルサービス株式会社

住 所 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

代表者 廉林 光夫

## 2 和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）の意見

平成26年10月7日、14日に選定委員会が開催され、クリーン興商・南海ビルサービス企業体が指定管理者として適当との意見が提出されました。

## 3 審査の概要

### (1) 審査の方法

選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を、審査基準ごとに集計する方法により採点を行い、応募者が1者のため合計点数が合格基準(60点)に達していれば指定管理者の候補者とする方法で行いました。

### (2) 選定委員会の構成

委員(長)	氏名	役職
委員長	藪添 泰弘	和歌山県社会教育委員 和歌山外国語専門学校学園長
委員	鶴島 幸夫	税理士、社会保険労務士 鶴島会計事務所副所長
委員	中島 正博	和歌山大学経済学部准教授
委員	山上 範子	りら創造芸術高等専修学校校長
専門委員	平野 真理	一般社団法人ガールスカウト和歌山県連盟連盟長

## (3) 採点結果

審査基準	配点	審査の観点	個別点	興 南 海 ビ ル 商 サ ー ビ ス 企 業 体
1 県民の平等利用の確保 (確保されない場合は失格)	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか。	10	10
		計	10	10
2 施設効用の最大限発揮	50	①施設運営の提案内容が、利用者の増加に資する内容となっているか。	10	9
		②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容となっているか。	10	9
		③指導業務の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか。	10	8
		④自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか。	10	9
		⑤食事の提供について、利用者の要求に応えるメニューや提供方法になっているか。	5	4.75
		⑥食中毒等の未然防止策が取られているか。	5	4
		計(①+②+③+④+⑤+⑥)	50	43.75
3 効率的な管理運営	15	①業務要求水準を超える効率的・効果的な内容となっているか。(業務改善)	5	4.5
		②経費の節減(取り組み内容・実現性)	5	4
		③提案額の評価	5	5
		計(①+②+③)	15	13.5
4 管理を安定して行う能力	15	①施設の適正な維持管理を行う内容となっているか。(募集要項に記載した業務要求水準、別紙チェック表により確認し、確保されていない場合は失格)	10	10
		②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか。	5	4.25
		計(①+②)	15	14.25
5 地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか。	6	3
		②法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用	3	0
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか。	1	0
		計(①+②+③)	10	3
合計			100	84.5

\* 点数は各委員の平均値

## (4) 総評

- ・ 醤油作りや海のスポーツのプログラムなど地域の特色を活かした変化に豊んだ自主事業、活動プログラムを提供している点を評価した。
- ・ 危機管理体制において、マニュアル作りから徹底して行われており、食の管理においてもアレルギー対策等がしっかりしていて信頼感がもてる点を評価した。
- ・ 種目別に非常勤講師登録を行っており、また地元や地域の人材活用に工夫が見られる点を評価した。
- ・ 平成27年度より食堂を自ら運営し、より利用者のニーズを反映できる食事提供に努めようとしている点を評価した。

# 和歌山県立潮岬青少年の家に係る指定管理者の指定に係る指定管理者候補者の選定について

平成26年10月31日  
青少年・男女共同参画課

和歌山県立潮岬青少年の家の平成27年4月1日からの指定管理者について、募集を行った結果は、下記のとおりです。

なお、指定管理者の指定は、本年12月議会における議決を経た後に行う予定です。

## 1 申請者

平成26年9月8日から同月22日まで募集を行ったところ、次の1者から申請がありました。

名 称 特定非営利活動法人潮岬おもしろランド体験学習推進協議会  
住 所 和歌山県東牟婁郡串本町出雲1614番地の53  
代表者 藤本 光彌

## 2 和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）の意見

平成26年10月7日、14日に選定委員会が開催され、特定非営利活動法人潮岬おもしろランド体験学習推進協議会が指定管理者として適当との意見が提出されました。

## 3 審査の概要

### (1) 審査の方法

選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を、審査基準ごとに集計する方法により採点を行い、応募者が1者のため合計点数が合格基準（60点）に達していれば指定管理者の候補者とする方法で行いました。

### (2) 選定委員会の構成

委員（長）	氏 名	役 職
委 員 長	藪添 泰弘	和歌山県社会教育委員 和歌山外国語専門学校学園長
委 員	鵜島 幸夫	税理士、社会保険労務士 鵜島会計事務所副所長
委 員	中島 正博	和歌山大学経済学部准教授
委 員	山上 範子	りら創造芸術高等専修学校校長
専門委員	平野 真理	一般社団法人ガールスカウト和歌山県連盟連盟長

## (3) 採点結果

審査基準	配点	審査の観点	個別点	特定非営利 活動法人潮岬 おもしろランド 体験学習推進 協議会
1 県民の平等利用の確保 (確保されない場合は失格)	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか。	10	10
		計	10	10
2 施設効用の最大限発揮	50	①施設運営の提案内容が、利用者の増加に資する内容となっているか。	10	9.5
		②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容となっているか。	10	8.5
		③指導業務の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか。	10	9.5
		④自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか。	10	9.5
		⑤食事の提供について、利用者の要求に応えるメニューや提供方法になっているか。	5	3.75
		⑥食中毒等の未然防止策が取られているか。	5	4.25
		計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	50	45
3 効率的な管理運営	15	①業務要求水準を超える効率的・効果的な内容となっているか。(業務改善)	5	4.75
		②経費の節減 (取り組み内容・実現性)	5	4
		③提案額の評価	5	5
		計 (①+②+③)	15	13.75
4 管理を安定して行う能力	15	①施設の適正な維持管理を行う内容となっているか。(募集要項に記載した業務要求水準、別紙チェック表により確認し、確保されていない場合は失格)	10	10
		②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか。	5	3.75
		計 (①+②)	15	13.75
5 地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか。	6	6
		②法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用	3	0
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか。	1	1
		計 (①+②+③)	10	7
合 計			100	89.5

\* 点数は各委員の平均値

## (4) 総評

- ・平成25年度に開設以来最多の3万人近い利用者数を上げることができたように利用者確保等の成果をあげている点を評価した。
- ・職員の指導技量を高めることで多彩な体験事業を行い利用者の増大につなげている点を評価した。
- ・地元企業への発注を行っているとともに、近年では障害者団体への発注を行うなど地域との連携に努めている点を評価した。
- ・地方特有の立地条件、資源を活かした事業を実施している点を評価した。